60046

事　業　報　告　書

（自　令和 4 年 9 月 1 日　至　令和 5 年 8 月 31 日）

1 医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人 恵裕会

① □ 財団　■ 社団　（□ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）
② □ 社会医療法人　□ 特定医療法人　□ 出資額限度法人
■ その他
③ □ 基金制度採用　■ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　山口県宇部市大字西岐波字沢波3623番2

(3) 設立認可年月日　　平成 15 年 3 月 1 日

(4) 設立登記年月日　　平成 15 年 3 月 13 日

2 事業の概要

(1) 本来業務　診療所の業務

種　類	施設の名称	施設の医療機関コード	開　設　場　所	許可病床数
診療所	ほかお歯科クリニック	3530231657	山口県宇部市大字西岐波字沢波3623番2	無床
診療所	みやび歯科クリニック	3530331051	山口県山口市大字江崎字和井田2699番1	無床

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和　4 年　10月　21 日　令和　3 年度決算の決定

令和　5 年　3月　11 日　役員変更

令和　5 年　8月　22 日　令和　5 年度事業計画及び収支予算書の決定

(3) そ の 他

法人名　医療法人 恵裕会

所在地　山口県大字西岐波字沢波3623番2

財　産　目　録
（令和　5 年　8 月 31 日現在）

1. 資　産　額　336,715 千円
2. 負　債　額　78,925 千円
3. 純 資 産 額　257,790 千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分	金　額
A 流動資産	172,168
B 固定資産	164,547
C 資産合計	336,715
D 負債合計	78,925
E 純資産	257,790

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

建　物　（□ 法人所有　□ 賃借　■ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

法 人 名　医療法人 恵裕会

所 在 地　山口県宇部市大字西岐波字沢波3623番2

貸　借　対　照　表

（令和　5 年　8 月 31 日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	172,168	Ⅰ 流動負債	39,499
Ⅱ 固定資産	164,547	Ⅱ 固定負債	39,426
1 有形固定資産	79,482	負債合計	78,925
2 無形固定資産		純資産の部	
3 その他の資産	85,065	科目	金額
		Ⅰ 出資金	9,000
		Ⅱ 積立金	248,790
		Ⅲ 評価・換算差額等	
		純資産合計	257,790
資産合計	336,715	負債・純資産合計	336,715

法 人 名　医療法人　恵裕会

所 在 地　山口県宇部市大字西岐波字沢波3623番2

損　益　計　算　書

（自　令和 4 年 9 月 1 日　至　令和 5 年 8 月 31 日）

（単位：千円）

科　目	金　額
Ⅰ 事 業 損 益	
A 本来業務事業損益	
1 事 業 収 益	411,824
2 事 業 費 用	408,551
本来業務事業利益	3,273
B 附帯業務事業損益	
1 事 業 収 益	
2 事 業 費 用	
附帯業務事業利益	
事 業 利 益	3,273
Ⅱ 事 業 外 収 益	24,202
Ⅲ 事 業 外 費 用	150
経 常 利 益	27,325
Ⅳ 特 別 利 益	1,939
Ⅴ 特 別 損 失	5,000
税 引 前 当 期 純 利 益	24,264
法 人 税 等	6,718
当 期 純 利 益	17,546

監　事　監　査　報　告　書

医療法人　恵裕会

理事長　外尾　雅男　　殿

私は、医療法人　恵裕会　　の令和 4 年度(令和　4 年 9 月 1日から令和 5 年 8月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。

(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 11月 8日
医療法人 恵裕会
監事　　橋本 幸範